

議会議案第3号

神奈川県最低賃金改定に関する意見書の提出について

神奈川県最低賃金改定に関し、次のとおり意見書を提出する。

平成24年6月28日提出

提出者	鎌倉市議会議員	千	一
同	同	上	渡邊 昌一郎
同	同	上	三宅 真里
同	同	上	吉岡 和江
賛成者	同	上	岡田 和則
同	同	上	中村 聡一郎

神奈川県最低賃金改定に関する意見書

今日厳しい経済情勢等による新規卒業も含めた正社員の採用減少や、雇用形態の多様化の名のもとに進められた労働者の非正規化等により、非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層が増大している。

また非正規労働者にはみずから一家の大黒柱として生計を維持している層も拡大している。とりわけ、今後社会を支える若年層が安心・安定が確保された生活を営むことを可能とするためにも、最低賃金制度が果たす役割がますます大きくなっていると考ええる。

なお、この神奈川において最低賃金は生活保護費を下回っており、労働意欲に与える影響を看過することはできない。

かかる状況を勘案しますと、今日ほど賃金のセーフティーネットの充実が求められているときはなく、最低賃金制度は賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティーネットの一つである。

真のセーフティーネットとして有効に機能させるためには、地域別最低賃金の改善、企業内最低賃金協定の締結拡大を進め特定最低賃金による事業の公正競争の確保、均等・均衡待遇が重要な課題であると考ええる。

以上の観点から、国で次のとおり実施するよう求めるものである。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。とりわけ「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本にその改定を図ること。

また特定最低賃金の改定については大企業の組織労働者の賃金水準への接近を基本にその改定を図ること。

- 2 最低賃金の改定にあたっては地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。
- 3 最低賃金議論については、生活保護との整合性が明確にされたことから、早期に生活保護を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を図ること。また、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月28日